

# 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成23年11月30日

教育委員会告示第19号

(趣旨)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく阿賀野市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を検討するため、阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を阿賀野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関する施策に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者代表関係者
- (2) 読書活動団体
- (3) 図書館協議会委員
- (4) 学校図書担当教諭
- (5) 幼児養育関係者
- (6) 行政関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年12月 1日から施行する。

### <計 画 策 定 の 経 過>

実施時期	内 容
平成23年12月20日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会
平成24年 2月21日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 地域部会
平成24年 2月22日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 学校部会
平成24年 2月23日	第1回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 家庭部会
平成24年 3月	「子どもの読書に関するアンケート調査」の実施
平成24年 7月 3日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 家庭部会
平成24年 7月 4日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 学校部会
平成24年 7月 5日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 地域部会
平成24年11月12日	第3回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 家庭部会
平成24年11月13日	第3回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 学校部会
平成24年11月14日	第3回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会 地域部会
平成24年12月11日	第2回 阿賀野市子ども読書活動推進計画策定委員会
平成25年 2月	パブリックコメントの実施
平成25年 3月	阿賀野市子ども読書活動推進計画 承認・決定